

# 事業計画(令和6年度)

社会福祉法人

やまだい福祉会

# 令和 6 年度事業計画

社会福祉法人 やまだい福祉会

法人本部・やまだい保育園

## I) 法人本部

### A. 主事業

●法人として下記の事業を継続して行う。 ※詳細は個々の事業ごとに記載

1. 幼保連携型認定こども園（第2種社会福祉事業）

施設名：認定こども園やまだい保育園

2. 一時預かり事業（第2種社会福祉事業）

実施施設名：やまだい保育園一時保育室（やまだいふれあいの家2階） ※一般型

認定こども園やまだい保育園 ※幼稚園型

3. 小規模保育事業A型（第2種社会福祉事業）

施設名：やまだい保育園乳児室（やまだいふれあいの家2階）

4. 病児保育事業（第2種社会福祉事業）

実施施設名：認定こども園やまだい保育園

やまだい保育園乳児室（やまだいふれあいの家2階）

5. 老人デイサービスセンター（第2種社会福祉事業）

（介護保険上の第一号通所事業：通所型サービスAを運営）

施設名 デイサービスやまだいふれあいの家（やまだいふれあいの家1階）

### B. 地域における公益的取組

●社会福祉法人の公益的取組が求められている。

●法人全体で地域における公益的取組を積極的に行う。 ※詳細は個々の事業ごとに記載

### C. 社会福祉充実計画

●令和5年度決算時に「社会福祉充実残額」の計算を行うが、令和5年度は「社会福祉充実計画」の立案の必要はないものと思われる。

## Ⅱ) 認定こども園やまだい保育園 幼保連携型認定こども園（第2種社会福祉事業）

### A. 教育・保育事業

#### 1. 事業の基本

##### （1）教育・保育目標

未来を担っていく子ども達が、現在をよく生き、望ましい未来を創り出す力の基礎を養うことを目標とし、保育は次の諸事項を目指して行う。

- ・健康で意欲的に遊べる子どもを育てる
- ・規律ある生活態度と習慣を身につけた子どもを育てる
- ・思いやりのある子どもを育てる
- ・感性が豊かで、自分で考え・判断・表現・行動ができる子どもを育てる
- ・地域の子育て支援の中核を担う

上記の目標を掲げて、保育課程に基づいて常に子ども達の視点に立って、保育に取り組んでいく。

##### （2）定員と受け入れ児童数

- ・令和6年度 年齢別定員数

|         | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計  |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 2号・3号認定 | 10  | 18  | 18  | 18  | 18  | 18  | 100 |
| 1号認定    |     |     |     | 5   | 5   | 5   | 15  |
| 合 計     | 10  | 18  | 18  | 23  | 23  | 23  | 115 |

- ・定員の弾力化により児童を受け入れ、地域の待機児童の解消に貢献していく。

- ・令和6年度 4月1日予定入所児童数 ※令和6年3月1日現在

|            | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合 計 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 2・3号認定     | 10  | 20  | 22  | 24  | 21  | 22  | 119 |
| 1号認定       |     |     |     | 1   | 7   | 7   | 15  |
| 一時保育(体験利用) |     |     | 2   | 4   |     |     | 6   |
| 合 計        | 10  | 20  | 24  | 29  | 28  | 29  | 140 |

- ・入所児童の受入については、人口動態や地域の待機児童数を分析しながら、市との連絡を密にして決定していく。
- ・必要とされる職員数については、年度途中でも確保していく。法令上の人員配置基準以上の配置を心掛ける。

##### （3）教育・保育内容

※幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、「全体的な計画」の見直し、指導計画作成マニュアル等の見直しを職員とともに進めていく。

- 1) 設定保育
- ・各クラス「全体的な計画」に基づき下記の指導計画を立案し保育を実施していく。  
年間、月間保育計画、日案
  - ・年間行事予定は別紙参照。

## 2) 幼児特別保育指導

- ・ 全体的な計画に基づき下記の保育指導を、専任保育士と外部講師を招いて行っていく。
- ・ 様々な体験を通して、子ども達の心身共に健全な成長を図る。

### 【3才児クラス～5才児クラス】

- ・ **体育指導** 幼少児体育振興会の派遣講師による体育指導  
金曜日 年40回
- ・ **水泳教室** 岸和田スイミングスクール  
火曜日 年30回
- ・ **音楽教室** 音楽担当による音楽指導
- ・ **歌の時間** 4・5才児各クラス担任による指導
- ・ **英会話教室** ECCジュニア派遣の講師による英語遊び  
年30回 (内外国人講師 5回)

### 【4才児クラス～5才児クラス】

- ・ **まなびタイム** 学習研究社の派遣講師による文字や数字とのふれ合い  
木曜日 年30回

### 【5才児クラス】

- ・ **科学タイム** 学習研究社の派遣講師による科学あそび  
木曜日 年12回
- ・ **和太鼓指導** 音楽担当による和太鼓指導  
毎週1回

## (4) 健康管理

- |                |                 |               |     |
|----------------|-----------------|---------------|-----|
| ・ <b>内科健診</b>  | 春1回 秋1回の年2回     | ・ <b>歯科健診</b> | 年1回 |
| ・ <b>耳鼻科健診</b> | 年1回             | ・ <b>眼科健診</b> | 年1回 |
| ・ <b>検尿検査</b>  | 年1回 幼児組         |               |     |
| ・ <b>視力測定</b>  | 年1回 3歳児・4歳児・5歳児 |               |     |
| ・ <b>身体測定</b>  | 毎月1回 出席ブックに記入する |               |     |

## (5) 災害対策

- ・ **避難訓練** 毎月1回 地震避難・火災避難・光化学スモッグ・不審者侵入など、適宜避難訓練を行う。※別表参照
- ・ **防火教室** 消防署職員を招いての避難訓練等を行う。幼年消防クラブに在籍。
- ・ **防犯訓練** 警察署職員を招いての防犯訓練を行う。

## (6) 安全管理

各委員会を設置し、組織的に児童の健康・安全の確保を図っていく。

## (7) 個別懇談会

年2回(夏・冬1回)開催。保護者の意見や意向を把握し、保育に反映させていく。また、個別の指導計画に反映させていく。

- (8) **保育参観** 特別保育指導及び各クラス保育の保育参観を行う。年間予定表参照。
- (9) **保育参加** 保護者に保育参加をしてもらい、1日の子どもの様子等を見てもらいながら保育を体験してもらう。年2回（春・秋1回）開催。

**2. 開園日等** 本園の開園日は下記の休園日等を除いた日とする。

- ・日曜及び祝日
- ・年末年始（令和6年12月30日～令和7年1月5日）
- ・別途保護者に依頼する休園ご協力日等（夏休みご協力日予定 令和6年8月13日～14日）

- 3. 開園時間** 7時00分～19時00分
- 基本保育時間** 8時30分～16時30分

**4. 延長保育事業** 18時00分～19時00分

**5. 要配慮児童の保育**

- ・要配慮児童の保育は、2か月に1度ケース会議を開き対応を検討していく。また、その内容は回覧版を通して職員に周知する。
- ・“市としての障がい児保育”が本格的に民間園でも実施され、それに関する研修が市から年に数回案内されるので、積極的に参加していく。
- ・加配対象児であるかどうかの市による判定（保育観察）においても、市から民間園に協力依頼が入っており、引き続き主幹保育教諭に担ってもらう。
- ・障がい児保育は人員が全てということではないが、人員が要であることは間違いのないため、保育業界が全国的な人材不足の中で難しい状況であるが、できる限り確保していく。

**B. 職員体制・人事管理** ※一時保育室の職員を含む。

**1. 職員体制**

- ・各クラス2名の正職員を確保することを基本方針としている。
- ・子育てをしながら正職員として働くことを希望する職員が増えてきており、より子育てをしながら勤めやすい環境を構築していく。
- ・下記業務については有資格職員を配置する。
  - ・ **教育保育** 保育士資格および幼稚園教諭免許、子育て支援員（配置基準上配置ができる場合のみ）
  - ・ **看護** 看護師免許、准看護師免許
  - ・ **調理** 調理師免許
  - ・ **栄養士** 栄養士免許
- ・下記業務については無資格職員でも可とするが、子育て支援員の取得を促す。
  - ・ **保育補助**
- ・週6日、12時間開所への対応については、一年間の変形労働時間制を活用し、シフト勤務で対応していく。

- ・責任の所在を明確にするため、午前7時からの早朝保育と午後6時からの夕方保育については、正職員を少なくとも1名配置する。
- ・休暇や感染症による出勤停止などがあっても保育現場が機能しやすいように余裕のある人員配置を目指し、担当クラスを持たないフリー職員も配置していく。
- ・職員との個別面談等を行い、就業に関する職員の意向や意見を把握し、意思の疎通を図っていく。年度途中と年度末の2回行う。できる限り働きやすい環境を整備していく。

#### **令和6年4月1日予定の職員数と職種（一時保育室、産休育休取得者含む。乳児室は含まない。）**

##### **・正職員数 24名**

**園長** 1名、**副園長** 1名、**主幹保育教諭** 2名、**副主幹保育教諭** 2名、

**保育教諭** 本部園11名、一時保育室1名、育休取得者2名

**調理員** 2名、**栄養士** 1名、**看護職員** 1名、

**事務員** 本部園1名、一時保育室1名

##### **・嘱託職員（常勤） 10名**

**保育教諭** 本部園7名（うち派遣1名）、一時保育室2名（うち派遣1名）、育休取得者1名

##### **・嘱託職員（非常勤・短時間） 7名**

**保育教諭** 7名（うち派遣2名）

**保育補助** 2名

##### **・外部講師（非常勤）**

**体育指導員、まなびタイム指導員、ECC指導員** 各1名、**科学タイム指導員** 2名

##### **・嘱託医等（非常勤）**

**小児科内科医、歯科医、眼科医、耳鼻科医、薬剤師** 各1名

## **2. 健康管理**

- ・健康診断 年1回（新入職員は、年度当初に診断を受けてもらう。）
- ・検便の実施 月2回 月2回の内1回は必ず受けるようにする。
- ・インフルエンザの予防接種（費用は園負担）
- ・健康診断の結果に基づき、積極的に健康管理の助言をしていく。

## **3. 労務管理**

- ・職員の就労状況については常にチェックし、労務超過にならないように配慮する。
- ・有給休暇取得を推進する。
- ・保育現場の負担軽減について、書類業務をはじめ見直しを行っていく。

## **4. 福利厚生**

- ・職員の親睦・厚生に留意する。
- ・大阪民間社会福祉事業従事者共済会に引き続き加入し、施設負担分を負担する。
- ・岸和田市勤労者互助会に引き続き加入し、施設負担分を負担する。

## 5. 職員の質の向上

- ・職員自己目標・自己評価を実施し、その結果を踏まえての面談を行い、管理職と職員本人の意識のずれをお互いに確認し、職員個々の課題を話し合う。
- ・研修計画に基づき、園外研修・園内研修を活発に行い、職員の質の向上を図る。
- ・スマイルサポーターの研修を順次受けて、職員の質の向上を図る。（現在4名が修了）
- ・各委員会活動を積極的に行い、各マニュアルを理解したり、見直したりすることで、教育保育の質の均質化を促進する。
- ・必要とされるキャリアアップ研修について、積極的な受講を促していく。

## C. 組織体制

- ・園長の指揮下において、主幹保育教諭を中心とした機能的な組織体制の整備を行い「教育保育要領」に対応していく。
- ・下記の委員会を設置し、園全体の課題に対応する。おおむね月1回開催する。
  - ・運営管理委員会 ・安全管理委員会 ・健康衛生管理委員会
  - ・調理衛生管理委員会 ・危機管理委員会
- ・職員会議（1）月1回 各クラスの代表者が参加する。13：45～
  - ・その月の反省と次月の行事予定の確認
  - ・各委員会からの報告と今後の業務内容の確認 その他
- ・職員会議（2）正職保育教諭全員（乳児室を含む）が参加する。18：30～
  - ・メイン行事の打ち合わせ（運動会・生活発表会）
- ・全体会議（1）職員全員が参加する。13：00～（卒園式終了後）
  - ・新年度の事業全体および年間行事の説明 ※その後4月行事予定の会議を開催

## D. 小学校との連携

- ・年長組の小学校見学を継続して行っていただけるようお願いしていく。
- ・岸和田市の幼保小つながる会議がはじまっており、積極的に協力していく。
- ・「園児指導要録」を作成し、市を通して小学校に送付する。

## E. 地域における公益的取組

地域の子育てニーズや福祉ニーズに応えていくものとして下記の事業を行う。

### ●子育て支援事業

- ・子育て広場及び園庭開放 毎週火曜日 10：15～11：00  
場所：リズム室又は園庭（園行事のある日は除く。）
- ・あそび教室 春2回 5月～6月、秋2回 10月～11月
- ・育児相談 育児相談員が対応する。訪問・電話・LINEにて随時

### ●生活なんでも相談

- ・生活に関わる様々な悩みに相談について、社会福祉士（ソーシャルワーカー）や地域貢献支援員（スマイルサポーター）が対応する。訪問、電話、LINE、メールにて随時

- ・「保育利用お悩み相談」として、ホームページ上にて岸和田市在住の方向けの保育施設利用に関する（いわゆる“保活”の）情報発信を行う。

## ●放課後保育事業 ※別項参照

## ●世代間交流

- ・お年寄りとのふれあい会      やまだいふれあいの家訪問      年1回程度  
※感染症の流行状況等により中止する可能性あり。

## ●中学生職場体験

- ・中学校の社会教育の一環としての職場体験学習に協力する。毎年7月に10名程度の生徒を受け入れ、1日ないし2日間保育の仕事を経験してもらっている。

## ●実習生・ボランティアの受入

- ・申入れがあれば積極的に受け入れる

## ●自治会等への施設・設備・備品等の無償貸与

- ・申入れがあれば積極的に受け入れる

## ●災害時の為の飲用水・食料備蓄

- ・災害に備えて、必要物品の備蓄を行う。

## ●カブトムシ飼育機会の提供および飼育相談

- ・飼育を通して命の在り方・大切さに気付いてもらうことを目的とし、希望者に対しカブトムシ生体の提供と、飼育相談を行う。飼育マニュアルも配布する。

## ●中学生への学習支援事業

- ・平成31年4月から実施している新事業。
- ・やまだいふれあいの家 放課後保育室（寺子屋）にて実施。
- ・もっと勉強がしたいが、「経済的に学習塾に通うことは難しい」、「家では勉強できない・集中できない」というような中学生を対象に学習の場を提供する。
- ・法人の主事業に支障のない範囲において、余剰人員による学習支援を行う。

## ●その他

- ・その他、田治米町はじめ地域からのイベント等の協力要請があれば積極的に協力する。
- ・ホームページ、Facebook、instagram、LINE など、インターネットを駆使して、地域への情報発信に努める。

## F. 保護者への対応

- ・園の保育活動や園内の様子をより以上に理解していただくよう、月初めの「園だより」や週



刊の「WEEKLY」を充実させる。

- ・LINE など、コミュニケーション手段を駆使して、保護者との連携を図る。
- ・保育参観、保育参加、個別懇談会、行事への参加等を通して園の保育活動の理解を深めてもらう。
- ・保護者との会話を大切にし、常にお互いの意思の疎通を図る。
- ・やまだい保育園保護者会との連絡を密にし、行事等の協力をお願いする。
- ・保護者会総会において行事計画を含む事業計画を説明し、計画の周知を図る。
- ・意見や要望については迅速に回答できるように努める。

## G. 施設・設備整備

- ・突発的に発生する必要な修繕や整備については遅滞なく行っていく。
- ・次回の大規模修繕あるいは建て替えに向けて、資金をできるかぎり積み立てていく。

## H. 運営・財務

- ・子ども子育て新制度はじまって以降、報酬体系が見直されたこともあって、毎年度安定している。
- ・当法人の主事業であり、他の事業についても本事業からの援助によって成り立っている事業もあるため、引き続き健全財政になるよう努めていく。

## I. 自己評価

- ・組織全体の自己評価について進め、改善点については改めていく。

## J. 一時預かり事業（第2種社会福祉事業）一般型 ※26年度より補助金事業

- 地域の子育て支援の一環として、保護者の就労、疾病等による一時的な保育需要に対応するための保育を行う。

- ・受入条件が保護者のニーズに適合していなかったり、受入条件の内容の中でも整合性がとれないルールがあったりする。継続的に市に対し、条件の緩和について要請していく。

### ●事業概要

- 1) 実施施設：やまだいふれあいの家2階
- 2) 所在地：岸和田市田治米町425番地1
- 3) 定員：10名（その日の職員配置が最低基準を下回らないように配慮する。）
- 4) 受入年齢：岸和田市在住の生後57日から就学前まで
- 5) 受入条件：市が定めるルール ⇒ 基本的には週3日が限度
- 6) 開園日：本部園に準ずる
- 7) 開所時間：7時00分～19時00分
- 8) 基本保育時間：9時00分～17時00分
- 9) 延長保育時間：7時00分～8時45分、17時00分～19時00分  
(別途延長保育料が必要)
- 10) 運営：本部園の一事業として運営する。
- 11) 職員配置：保育士は1名以上を配置する。乳児室の職員と連携して業務を行う。

- 12) **保育内容**：異年齢の合同保育であり、その日の児童の年齢等に合わせた設定保育を提供する。
- 13) **その他**：登録制で、利用開始の前に個別説明会を行い、意思の疎通を図る。

#### K. 一時預かり事業（1号認定こども対象）幼稚園型 ※令和2年度より補助金事業

- やむを得ない理由により、教育標準時間認定に関わる教育時間を超える時間、または、長期休業日において保育を必要とする場合に、園内で保育を行う。
- 1) 基本的には各クラスの保育認定児との合同保育になり、別に部屋を設けない。
- 2) 利用料はあるが、基本的には3歳児クラス以上になると、就労認定されれば無償となる。

#### L. 放課後保育事業

- 「利用形態に融通の利く学童保育をつくってほしい」という保護者の方からの要望を受け、地域貢献を目的に平成25年に立ち上げた当法人の自主事業である。
- ・利用料は日割り料金で、月ごとの最大料金がある仕組みとしており、月極料金の市立チビッコホームとは異なり、利用回数が少ない児童については使い勝手がよい仕組みにしている。
- 保護者が就労、出産、介護、疾病、日々のリフレッシュに出かけるなどで、放課後あるいは学校休業日に保育が欠けてしまう場合に、1日単位や、数週間、数か月など保護者の方が希望される期間保育を行う。
- ・基本的に当園の卒園児で且つ山直北小学校に通学する児童のみを受け入れしている。

##### ●事業概要

- 1) **実施施設**：やまだいふれあいの家 寺子屋
- 2) **所在地**：岸和田市田治米町425番地1
- 3) **定員**：20名程度（登録制とする。）
- 4) **受入年齢**：小学校1年生～6年生
- 5) **開園日**：本部園に準ずる
- 6) **開所時間**：7時00分～19時00分
- 7) **基本保育時間**：7時00分～18時00分
- 8) **延長保育時間**：18時00分～19時00分
- 9) **運営**：本部園の1事業として運営する。
- 10) **職員配置**：担当者は1名以上を配置する。指導員は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に定める放課後児童支援員の資格を有する者を配置する。
- 11) **保育内容**：全学年合同保育。宿題をはじめとした自主学習への取り組みを促す。

#### M. 病児保育事業 体調不良児対応型（第2種社会福祉事業）※平成27年度より実施 補助金事業

##### ●事業概要

##### 1) 体調不良児・怪我・感染症対応

- ・看護職員1名を配置し、園全体の体調不良や怪我、感染症等への対応を強化する。
- ・保育中に体調不良になった児童を、場合によっては他の児童と空間を分けた場所で安静を確保しつつ保育する。
- ・看護職員は怪我対応について、医療機関にかかる必要があるかどうかの判断や、可能な範囲の応急処置を行う。

- ・看護職員は感染症に関する国や地域における情報の収集、園内における感染拡大状況の管理や体調不良児の記録や分析等を行い、必要な対策を提言する。

## **2) 児童の健康管理・衛生管理**

- ・看護職員が中心となって児童の健康管理・衛生管理を行う。
- ・日々の記録を取り、健康増進につなげていく。一日3回程度、看護職員はクラスを巡回し、クラス担任より状況報告を受けて記録していく。
- ・突然の体調変化等に十分対応できるよう備える。
- ・職員のスキルアップを図るため健康管理や心肺蘇生等に関わる研修会を、看護職員が中心となって積極的に進めていく。
- ・保護者の健康相談等に積極的に応じ、保護者の不安をできる限り取り除いていく。
- ・別紙の保健計画に基づいて健康管理・衛生管理を進めていく。

## **3) 地域の子育て家庭への支援**

- ・地域の子育て家庭に対する健康相談等の支援を進める。
- ・ホームページ上で健康管理に関する情報を発信していく。(応急手当マニュアルをダウンロードできるようにしているが、かなりのダウンロード数になっている)
- ・園庭開放で来園した家庭の相談に応じていく。